

太田市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

太田市長 清水 聖 義

太田市規則第47号

太田市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律等
施行細則の一部を改正する規則

太田市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律等施行細則(平成28年太田市規則第85号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号イ中「同項に規定する」を削り、同項第2号ア中「規定する申請」を「掲げる建築物に係る消費性能向上計画の認定の申請」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。